

# 長野県バドミントン協会

## 選手・指導者・団体 登録規程

(保護者・指導者説明資料)

### 本規程の目的

所属・活動・大会出場を一致させることで  
教育的価値と競技の公平性を守ります

制定：令和8年4月1日 長野県バドミントン協会 競技委員会

## 第1章 背景と課題

### 1. 現状の問題

小学生連盟の整備・中体連地域移行に伴い、以下のような「所属と活動の不一致」が発生しています。

#### 【実際に発生している事例】

- 平日はAチーム、土日はBチームで練習し、大会は「強い方」で出場
- 別名義のチーム（例：〇〇ジュニア等）で大会に出場
- スポーツ少年団で日常活動をしながら、別団体名義で大会出場
- 指導者が複数チームを実質的に統括し、チームを使い分け
- 施設予約と実際の活動団体が一致しない

### 2. 問題の本質と影響

問題の核心	所属・活動・大会出場の三者が一致していない
公平性の崩壊	一貫して育成されたチーム vs 大会時のみ選抜されるチームが混在
教育価値の低下	継続的な努力と大会結果が結びつかず、スポーツの教育的価値が失われる

チームの形骸化	「名義上のチーム」が増加し、組織の信頼性が低下する
指導責任の曖昧化	誰が選手の育成・安全管理に責任を持つか不明確になる

## 第2章 基本方針

### 1. 制度整備の方向性

方針	趣旨
「禁止」ではなく「整理」	他チームへの練習参加は認める。ただし所属と大会出場的一致は必須とする。

### 2. 基本ルール（4原則）

原則①	所属は1人1チームとする（主たる活動チーム）
原則②	大会出場は所属チームのみ（他チームでの出場は不可）
原則③	他チームへの練習参加は自由とする（制限しない）
原則④	所属期間は年度単位で固定する（原則として中途変更不可）

## 第3章 登録規程（詳細）

### 第1節 選手の所属登録

#### （1）所属の定義

選手の「所属」とは、日常的な練習・指導を受けるチームを指す。名義上の登録ではなく、実態に基づくものとする。

#### （2）1人1所属の原則

- 選手は同時に複数のチームに所属することはできない。
- 所属チームは、選手登録時に指定したチームとする。
- 他チームへの練習参加は所属の変更を意味しない。

#### （3）登録期間

- 小学生：年度（4月1日～翌年3月31日）単位で固定

- 中学生：原則として年度単位で固定
- 登録期間中の所属変更は、特例条件（第2節）を除き認めない。

#### （4）所属の継続性と年度替わりの取り扱い

##### ① 所属の継続性

選手の所属は、年度の変わり目においても継続するものとする。連盟への選手登録は大会出場のための年度更新手続きであり、登録の更新は所属チームの変更を意味しない。

##### ② 年度替わりの移籍は審査対象

3月末～4月初旬の登録更新時期に別チームへ登録することは「移籍」に該当する。この時期に別チームへ登録する場合も、選手移籍規定（教育的移籍基準）による申請・審査が必要である。「年度が変わったからチームを自由に選び直せる」という解釈は認めない。

##### ③ チームの選択について

入会時に平日・休日を問わず継続的に通える環境を確認した上でチームを選択することが望ましい。一つのチームに長期的・継続的に所属して活動することが本規程の基本的な考え方である。

##### ④ 実質的な二重所属の禁止

以下の行為は実質的な二重所属として禁止する。

- ・ 休日のみ別チームで活動・試合参加すること
- ・ 他チームを主たる練習環境として継続的に利用すること
- ・ 強いチームでの試合出場のみを目的とした所属・移籍

## 第2節 移籍の取り扱い

### （1）移籍が認められる条件

以下の事由に該当する場合のみ、年度途中の移籍申請を認める。

認められる移籍事由	具体的な条件
転居	保護者の転居により、元チームへの通いが現実的に不可能になった場合
チーム解散	所属チームが公式に解散または活動休止した場合
指導体制崩壊	主たる指導者の急病・死亡・離任等により継続的な指導が受けられなくなった場合
特別事情	上記に準ずる事情で、協会が正当と認めた場合（書面審査）

### （2）移籍が認められない条件

- 「強いチームで大会に出たい」という競技上の理由
- 「練習が合わない」「人間関係」等の個人的理由
- 大会前後（前後各30日以内）の移籍申請（大会目的とみなす）
- 指導者・保護者からの勧誘・斡旋による移籍

### (3) 移籍申請手続き

1. 所定の「移籍申請書」に必要事項を記入（選手・保護者・指導者署名）
2. 移籍事由を証明する書類を添付（転居証明・解散証明等）
3. 協会競技委員会へ提出（受付から14日以内に審査結果通知）
4. 承認された場合のみ、新チームへの登録変更が有効となる

## 第3節 チーム登録要件

### (1) 日本小学生バドミントン連盟の登録要件（準拠）

本協会は、日本小学生バドミントン連盟の以下の登録要件に準拠し、これを長野県内で実効化するための確認手続きを定める。

日小連の要件	長野県協会での確認方法
① 規約に従って運営され、会員の範囲が決められていること	クラブ規約（写し）の提出。会員資格・代表者選出・運営方法が明記されていること
② 年間を通じて継続的に練習をしていること	練習実績報告書（月別・回数・参加者数）＋施設利用の客観的証明書類の提出
③ 主な活動場所が決まっていること	施設予約確認書または利用領収書を添付。申告拠点と実態の一致を確認

### (2) 登録申請に必要な提出書類一覧

以下のすべてを登録申請時に提出すること。不備がある場合は登録を受理しない。

提出書類	記載・添付事項	目的
① クラブ規約（写し）	会員資格・運営方法・代表者選出方法を明記	実態あるクラブとしての確認
② クラブ名簿（全員記載）	選手全員の氏名・学年・所属小学校名等＋代表者・全指導者の氏名・連絡先・担当役割	指導者の掛け持ち防止・選手の二重登録防止
③ 主たる活動拠点の申告	市町村名・施設名（複数の場合は全て記載）	実態把握・施設名義との照合
④ 施設利用の証明書類	施設予約確認書の写しまたは施設利用料の領収書（直近3か月分以上）	継続的・実態ある練習の客観的証明
⑤ 練習実績報告書	月別の練習日・参加人数・指導者名を記載	年間継続活動の確認
⑥ 前年度活動報告書	大会参加実績・練習回数・主な活動内容（新規登録は不要）	継続性・実態の確認

**【領収書・予約確認書について】**

- ・公共施設（市町村の体育館等）の場合：施設予約確認書または利用許可書の写しで可
- ・民間施設の場合：利用料の領収書または施設利用契約書の写しを提出
- ・学校施設を使用している場合：学校長の承認を受けた施設使用承認書の写しを提出
- ・書類の名義（予約者・支払者）がチーム名または代表者名と一致していることを確認する

**（3）クラブ名簿の必須記載事項**

クラブ名簿には以下をすべて記載すること。記載漏れがある場合は登録を受理しない。

区分	必須記載事項	備考
クラブ情報	クラブ名・主たる活動拠点（市町村名・施設名）・設立年度	個人登録の場合は所属小学校名等を明記
代表者	氏名・連絡先住所・電話番号・メールアドレス	
全指導者（必須）	全員の氏名・担当役割・連絡先・他チーム所属の有無	「なし」も明記。一人でも記載漏れは受理しない
選手（全員）	氏名・学年・所属小学校名・保護者連絡先	在籍確認に使用

**指導者の記載について（重要）**

- ・代表者のみでなく、当該チームに関わるすべての指導者（コーチ・アシスタント含む）を記載すること
- ・記載した指導者は他チームへの掛け持ち登録が禁止される（本規程第4節参照）
- ・協会は名簿に記載された全指導者の他チーム登録を確認し、掛け持ちが発覚した場合は両チームに通知する
- ・年度途中で指導者が加わった場合は、速やかに協会へ届け出ること（届け出なく指導した場合も違反とみなす）

**（4）禁止事項**

- 大会出場のみを目的として結成された「名義チーム」は登録を認めない。
- 他の既存チームの実質的な「別動隊」として機能するチームは認めない。
- 施設予約と実際の活動チームが異なる名義を使用することを禁止する。
- 施設利用の証明書類と異なる場所・日程での練習を主たる活動として申告することを禁止する。

**第4節 指導者の登録**

**（1）所属は1チームのみ（掛け持ち禁止）**

**指導者は必ず1つのチームにのみ所属し、複数チームへの掛け持ち登録・指導は一切禁止する。**

- 指導者は本協会に登録する際、主たる所属チームを1つのみ申告しなければならない。

- 複数チームへの掛け持ち登録、複数チームの同時指導・統括・指揮は禁止する。
- 形式上は「サポート」「アドバイザー」等の名称であっても、実態として複数チームの練習計画立案・メンバー選考・大会引率に関与することは掛け持ちとみなし禁止する。
- 違反が判明した場合は、指導者登録の停止または取消を含む制裁を行う。

## (2) 例外的に認める活動（掛け持ちに該当しないもの）

- 協会・連盟が主催する講習会・研修会での指導（年に数回程度）
- 他チームへの単発の技術指導（当該チームの指導者が同席する場合に限る）

※ 上記例外に該当するかどうか不明な場合は、事前に協会事務局に確認すること。「知らなかった」は免責事由とならない。

## 第5節 他チームへの練習参加の取り扱い

区分	認められること (OK)	認められないこと (NG)
練習	他チームへの練習参加は自由。所属変更の届け出不要。	練習参加を「所属」として大会エントリーに利用すること。
大会	所属チームでの出場。	練習のみのチーム・未登録チームからの出場。登録チーム以外のエントリーは一切不可。

## 第4章 確認・チェック体制

### 1. 登録時チェック

チェック項目	確認内容・方法
クラブ規約の確認	会員資格・運営方法・代表者選出が規約に明記されているか
全指導者名簿の確認	全指導者が記載されているか。記載漏れがないか。他チームとの掛け持ちがないか（クロスチェック）
施設利用証明の確認	施設予約確認書または領収書の添付があるか。書類の名義がチーム名・代表者名と一致しているか
練習実績報告書	月別の練習実績が記載されているか。申告した施設・日程と証明書類が一致するか
選手名簿の照合	選手の所属小学校名が記載されているか。他チームに同一選手が登録されていないか

## 2. 大会時チェック

チェック項目	確認内容・方法
エントリー照合	出場チームと登録チームの一致確認（システム上で自動照合）
指導者確認	引率指導者の所属確認
臨時確認	疑義が生じた場合は協会が現地での実態確認を行う

## 3. 通報・申告制度

- 保護者・指導者からの疑義申告を受け付ける（協会事務局へ書面・メールで受付）。
- 申告者の個人情報は厳重に管理し、外部に開示しない。
- 悪意ある虚偽申告が判明した場合は、申告者に対しても対応措置を行う。

## 4. 活動確認（年1回）

- 各チームは毎年度末に「活動報告書」を協会へ提出する。
- 報告書不提出のチームは翌年度の登録を認めない。

# 第5章 違反事例・対応手順・制裁規定

## 1. 違反の定義

以下の行為を本規程の「違反」とする。

- 所属と異なるチームで大会にエントリー・出場した場合
- 虚偽の移籍理由を申告し、移籍承認を得た場合
- 名義上のみのチームを登録し、大会出場に利用した場合
- 指導者が複数チームを実質的に統括しながら申告しなかった場合
- 施設予約において活動チームと異なる名義を意図的に使用した場合

## 2. 違反対応フロー

違反の疑いが生じた場合、以下の手順に従って対応する。

段階	手順	内容・期限
①	疑義の把握	通報・申告・大会時確認等により疑義を把握する
②	事実確認	当該チーム・指導者・保護者への文書による確認（7日以内）

③	ヒアリング	必要に応じて関係者へのヒアリングを実施（14日以内）
④	認定・通知	違反の認定または不認定を決定し、書面で通知（21日以内）
⑤	改善命令	違反が認定された場合、改善期間（原則30日）を設ける
⑥	制裁措置	改善がない場合、制裁措置（次項参照）を発動する
⑦	記録・保存	対応経緯を記録・保存する（5年間）

### 3. 制裁規定（違反の程度別）

違反区分	主な違反事例	対応措置
軽微	書類の記載漏れ、申告の遅れ等（故意なし）	注意・指導。書面による是正報告を求める。
中程度	所属実態の不明確な登録、施設名義の使い分け等	口頭注意→書面警告→30日以内の是正命令。改善なき場合は当該年度の大会出場停止。
重大	所属と異なるチームでの大会出場、虚偽申告による移籍	即時の大会結果無効。当該選手・チームの次期大会出場停止（1～6ヶ月）。
悪質・反復	重大違反の反復、組織的な規程回避行為	出場停止（6ヶ月～1年）。チーム登録取消の可能性。協会理事会に報告。

### 4. 不服申立て制度

- 制裁措置を受けた選手・チームは、通知受領から14日以内に不服申立てができる。
- 不服申立ては書面で協会事務局へ提出する。
- 協会は不服申立委員会（理事3名以上）を設置し、28日以内に再審査結果を通知する。

## 第5章の1 保護者による不適切行為への対応

### 1. 対象となる行為

以下の行為を行った保護者に対し、協会は本条に基づく措置を講じることができる。

- ① 他チームの選手・保護者への勧誘・引き抜き行為
- ② 「他スポーツをするために退団する」等の虚偽の理由を申告し、実際には他チームへの移籍を意図した行為
- ③ 所属チームの規約に定められた退団手続きを無視した一方的な退団行為
- ④ 子どもの意思に反して移籍を強い、または子どもを通じて大人の都合を実現しようとする行為
- ⑤ 勧誘・引き抜きを目的として、他チームの練習・活動に子どもを参加させる行為

### 2. 措置の内容（段階的制裁）

協会は違反の程度に応じて以下の措置を講じる。

【警告】 書面による警告・是正命令の発出

【活動制限】 当該保護者が関わる子どもの大会参加を 30～60 日停止

【登録停止】 当該チームの協会登録を停止（期間は協会が定める）

【除名】 悪質・反復的な違反の場合、当該チームを協会から除名

### 3. 経過措置（周知期間）

本規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行するが、同年 4 月 19 日（臨時理事会承認日）までの間に発生した違反については、警告のみとし、活動制限以上の制裁は行わない。ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降に継続している違反行為については本条を適用する。

### 4. 子どもへの配慮

保護者への措置を行う場合においても、子ども自身には責任はないことを前提とする。子どもが競技を継続できる環境を確保することを最優先とし、子どもが不利益を受けないよう配慮する。

保護者への制裁が確定した後も、子ども本人が正規の手続きを経て移籍を希望する場合は、協会は当該申請を受理する。

### 5. 手続き

協会は違反の疑いが生じた場合、当該保護者に対して書面で事実確認を求める。保護者は通知受領から 7 日以内に書面で回答しなければならない。

制裁措置を受けた保護者は、通知受領から 14 日以内に不服申立てができる。不服申立ては書面で協会事務局へ提出し、協会は 28 日以内に再審査結果を通知する。

## 第 5 章の 2 他チームへの練習参加制限・誓約書の禁止（ハラスメント防止）

### 1. 禁止行為の定義

以下の行為は、選手の基本的権利を侵害するものとして、本協会の方針に反する行為とみなす。

#### 【禁止行為】

5. 他チームへの練習参加を口頭または書面で禁止・制限すること
6. 「他チームに練習に行かない」旨の誓約書・念書・同意書等に署名させること
7. 他チームへの練習参加を理由に、チーム活動への参加や大会出場を不利益に扱うこと
8. 断りにくい雰囲気・同調圧力を用いて上記を事実上強制すること

### 2. 法的・制度的根拠

根拠・方針	内容
スポーツ基本法	選手の「活動の自由」「移動の自由」は基本的権利として位置づけられている
スポーツ庁の方針	スポーツ団体による選手の不当な囲い込み・活動制限は認められない

日本スポーツ協会 ハラスメントガイドライン	立場の強さを利用した不当な活動制限は「パワーハラスメント」に該当しうると明記
誓約書の法的効力	未成年への強制・任意性のない同意は法的効力が極めて疑わしく、保護者の明示的な自由意思による同意がなければ無効となる

### 3. ハラスメントとしての該当性

以下の要件を満たす場合、スポーツ指導者ハラスメント（パワーハラスメント）として認定される可能性がある。

- 指導者・チーム代表者という優越的な立場を利用していること
- 選手（特に未成年）や保護者が断りにくい状況で行われていること
- 活動の自由という正当な権利を侵害していること
- 精神的苦痛・不利益を与えていること

### 4. 協会としての対応方針

**他チームへの練習参加を禁止し、または誓約書等によって制限する行為は、協会の方針に反するものとし、指導者ハラスメントとして対応する。**

選手・保護者は、このような要求を受けた場合、協会事務局へ申告することができる。申告者の個人情報には厳重に管理する。

違反が確認された場合、第5章の制裁規定に準じて対応する。悪質な場合は「重大」または「悪質・反復」区分として、指導者資格の停止・登録取消を含む措置を行う。

## 第6章 よくある質問（Q&A）

**Q. 強いチームを選んで所属することはできますか？**

A. はい、できます。ただし最初に所属チームを選択し、年度中はそのチームで固定となります。「強いチームで大会に出たい」という理由での年度途中の移籍は認められません。

**Q. 他のチームに練習に行くことはできますか？**

A. できます。他チームへの練習参加は自由です。ただし、大会への出場は登録した所属チームのみとなります。

**Q. 子どもが引っ越した場合、チームを変えることはできますか？**

A. できます。転居により元チームへの通いが困難になった場合は移籍が認められます。転居証明書を添付の上、移籍申請書を協会へ提出してください。

**Q. 指導者が2つのチームを見ることはできますか？**

A. できません。指導者は1つのチームにのみ所属し、複数チームへの掛け持ちは一切禁止です。形式が「サポート」「アドバイザー」であっても、実態として複数チームの練習・選考・引率に関わることは違反となります。

**Q. 違反したらすぐに出場停止になりますか？**

A. 違反の程度によります。軽微な場合は注意・指導から始まります。いきなり出場停止になるのは、所属と異なるチームで大会に出場した等の重大違反の場合です。

**Q. チームから「他の練習に行くな」と言われ、誓約書を求められました。従わなければなりませんか？**

A. 従う必要はありません。他チームへの練習参加の禁止・誓約書の強制は、協会の方針に反するハラスメント行為です。このような要求を受けた場合は、協会事務局へ申告してください。申告者の個人情報は厳重に管理します。

## 第7章 まとめ・本規程の意義

---

### 本規程が守るもの

選手の教育的価値 競技の公平性 組織の信頼性  
「ルールを増やすのではなく、ルールを機能させる」

本規程は、長野県のバドミントン競技の健全な発展と、選手一人ひとりの教育的成長を守るために制定されました。違反・罰則を目的とするのではなく、すべての選手・チームが公平かつ誠実に競い合える環境を整備することを最大の目的とします。

ご不明な点は、長野県バドミントン協会 競技委員長 / 小学生連盟理事長・小学生連盟登録担当（小学生） / 中体連登録担当（中学生）までお問い合わせください。

長野県バドミントン協会 競技委員会  
令和8年4月1日 施行

## 附 則

### 第1条（施行日）

本規程は令和8年4月1日から施行する。

### 第2条（遡及適用の根拠）

本規程は令和8年度の登録受付開始に合わせて年度当初（令和8年4月1日）から適用することを当初より予定していたものである。令和8年4月19日の臨時理事会（総会前）および総会における承認は、同日以前から運用されてきた本規程の内容を正式に確認・承認したものである。

### 第3条（経過措置）

令和8年4月1日から同年4月19日までの間（周知期間）に発生した違反行為については、警告のみとし、活動制限以上の制裁は行わない。ただし、同期間中に開始され4月19日以降も継続している違反行為、および4月20日以降に新たに発生した違反行為については、本規程の制裁規定をフルに適用する。

### 第4条（既存登録への適用）

令和8年度の登録手続きを令和8年4月1日以降に行ったクラブ・選手・指導者は、本規程の内容を承諾したものとみなす。

長野県バドミントン協会 競技委員会 制定

令和8年4月19日 承認 / 令和8年4月1日 施行（遡及）